

**定例記者会見（平成 28 年第 4 回定例会） 区長発言【要旨】****【日時】** 平成 28 年 11 月 18 日（金）

地方紙 13:30～14:30 日刊紙等 15:30～16:30

**【会場】** 区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

皆さまにはお忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、最近の区政の動きについてご説明するとともに、今月 29 日から 12 月 8 日までの日程により開かれます、「平成 28 年第 4 回区議会定例会」の議案等についてご説明申し上げ、区政への一層のご理解を賜りたく、お集まりいただきました。

はじめに、最近の区政の話題について、ご説明します。

お手元に資料を用意しましたので、ご覧ください。

**1 新宿区にふさわしい都市型民泊に関する適正なルールづくり**

一点目は、

『新宿区にふさわしい都市型民泊に関する適正なルールづくり』についてです。

お手元の『参考資料 1』をご覧ください。

新宿区のような都市部における民泊は、政府主導の地方創生型の民泊とは全く異なるので、新宿区にふさわしい「適正なルールづくり」を進め、区民の安全で平穏な生活環境を守っていく必要があると考えています。

旅館業法の許可なく宿泊目的でマンションの一室を利用させる「違法民泊」の苦情や相談が区民から多数寄せられており、管理者責任が不明確なため、利用者による騒音やゴミ出しのルールが守られないなど、区民の生活環境に影響が生じています。

国の「民泊新法」の制定が進められている中、区のにぎわいを創出していくためのホテル・旅館等の施設確保も大切ですが、まずは違法民泊の規制が喫緊の課題となっています。

これまで新宿区では、区民からの苦情に対しましては、旅館業法違反（無許可営業）として調査し、指導等を行ってきていますが、資料のグラフで示したように苦情件数は、平成 27 年度は 95 件、今年度は 9 月末で既に 115 件と急増しています。

また、国に対しては、本年 1 月と 9 月に要望を行いました。9 月 14 日の要望では、国の「民泊サービスの在り方に関する検討会最終報告書」を踏まえ、法律による適正な規制及び地域実情に合ったルールづくりができるよう、厚生労働大臣と国土交通大臣に要望いたしました。

さらに、新宿区民泊問題対応検討会議を立ち上げ、10月26日の第1回会議では、新宿区における違法民泊の実態や現状について、各分野の委員の皆様から具体的な課題を提起していただきました。参考資料の中央・下部の吹き出しに代表的な課題4点を示してあります。

本日は、第2回会議を行い、新宿区にふさわしい都市型民泊のあり方や適正なルール項目等に関する、専門的かつ区の実態に照らしたご意見を頂戴しました。

この内容を踏まえ「新宿区に必要なルールの項目」としてとりまとめましたので、ご紹介いたします。

資料の右側になりますが、ルール項目を大きく3つに分類しました。

まず第1に、区と区民、事業者の責務を明示することです。

ここでは、区による違法民泊の防止と適正なルール化を示し普及啓発を行うこと、区民及び事業者の協力を得ることなどを責務とするルールです。

第2に、民泊の適正な運営のための措置に関することです。

この内容としましては、民泊を禁止する区域を指定すること、近隣住民へ事前に説明すること、法令・契約・管理規約に違反していないこと、標識や管理者を設置し、管理状況の報告をすること、利用者本人との面接を行い、利用者名簿を備え付けるなどのルールです。

第3に、違法民泊の防止措置に関することです。

この内容としましては、違法民泊の提供・管理・あっせん行為を禁止とすること、区が行う調査・報告等に協力すること、区長へ通報することなどのルールです。

今後、第3回会議では、新宿区独自のルールをどのように定めていくかも検討し、都市型民泊の規制のモデルケースとして発信していきたいと思っております。

新宿区としては、民泊による不安を未然に防止し、区民生活の安全・安心の確保を最優先としていきたいと考えています。

以下8件は省略